

Asian Population & Development

アジア

人口と開発



1983・NO. 6

財団法人 アジア人口・開発協会(APDA)発行

目次

巻頭言

「人口と開発委員会」を設置

アジア人口・開発協会

アジア人口・開発議員フォーラム準備委

銭信忠・大臣が訪日講演

中国における人口政策理論と方法

中国計画生育委員会・主任 銭 信忠

中国の都市人口と開発・大経済圏構想

厚生省人口問題研究所 人口移動部分布科科长 若林敬子

ASEAN三カ国を駆け足訪問して(下)

日本穀類フレイク協会・専務理事 広瀬次雄

APDA・日誌

(財)アジア人口・開発協会の経緯

財団法人「アジア人口・開発協会」寄附行為

1

2

2

4

5

16

26

31

33

44

卷頭言

この秋、大阪で世界のノーベル賞受賞学者を一堂に集めた国際シンポジウム「二十一世紀への英和——ノーベル賞受賞学者は提案する」が、開かれた。ひととき注目浴びたのがノーベル財団会長、スーネ・K・D・ベルストレム博士の提案だった。博士は、未来に明るい展望を拓くため「世界はいまこそ、人口対策に協力を!!」と、基調演説の締めくくりを結んだ。

地球人口の三分の二を占める発展途上国の人口爆発——背中合せに飢えと貧困がつねにつきまとい、さながらこの世の地獄といえる悲惨な状況を随所に現出している。

博士の訴えこそまさに「アジアの地の声」そのものである。ひと口に人口対策といっても、そこには異なる文化、社会という「壁」があり解決への糸口は容易なものではない。

しかし、われわれには、先人の遺した貴重な教訓がある。WHO（世界保健機構）が国境を越えて成し遂げた、あの天然痘ぼく滅運動である。この運動のおかげで、いまわしい天然痘が地球から永遠に姿を消し去った。

財団が従来の厚生省所管から外務、農水の三省共管へと発展したのも、アジア各国との対応をダイナミックにするためである。人口対策は、単なる抑制だけでは解決につながらない。保健衛生、環境保全と並行した開発がともなわなければ真の実効があらないのである。

岡崎陽一氏ら五氏に委嘱

本協会に「人口と開発委員会」設置

財団法人アジア人口・開発協会は、五九年度から外務省、国際協力事業団、農林水産省、厚生省、総合研究開発機構、国連人口活動基金などの調査委託研究事業が本格的に始まるので、これら事業を拡充強化するため、十月十二日協会内に「人口と開発委員会」を設置。委員に、次の国内の権威者五氏を委嘱した。これにより、本事業の成果が一段と期待される。

岡崎陽一氏 〓 厚生省人口問題研究所長

斉藤得七氏 〓 人口問題協議会代表幹事

玉井虎雄氏 〓 東京農業大学教授

村松稔氏 〓 国立公衆衛生院衛生人口学部長

安川世彬氏 〓 慶応義塾大学経済学部教授

宗教家にも参加呼びかけ

アジア議員フォーラム準備委

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」第二回準備運営委員会は十月十日、タイ国の首都バンコクで開かれ、日本から佐藤隆同議員フォーラム議長が出席、中国、インド、フィリピンの四カ国のほか、UNDP、UNFPA、IPPFなどの代表が参加して開かれた。

委員会では、来年二月十七日から二十日までインドのニューデ



「写真は、タイ首相官邸にサンティ・ブンヤチャイ副首相を表敬訪問した佐藤隆議長（中央左）その右、ブンヤチャイ副首相」

リーで開かれる「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」総会について①参加国は、国連加盟国で、人口と開発に関する議員組織を有する国 15カ国を正式国とし、代表を二名とする。準正式国は、国連加盟で議会有する国で、代表を一名とする。②宗教家にも参加を呼びかける。③一九八四年八月六日から十三日までメキシコで開かれる国連国際人口会議への呼びかけ——などを決めた。このあと、佐藤隆議長らは、タイ首相官邸にサンティ・ブンヤチャイ副首相を表敬訪問した。

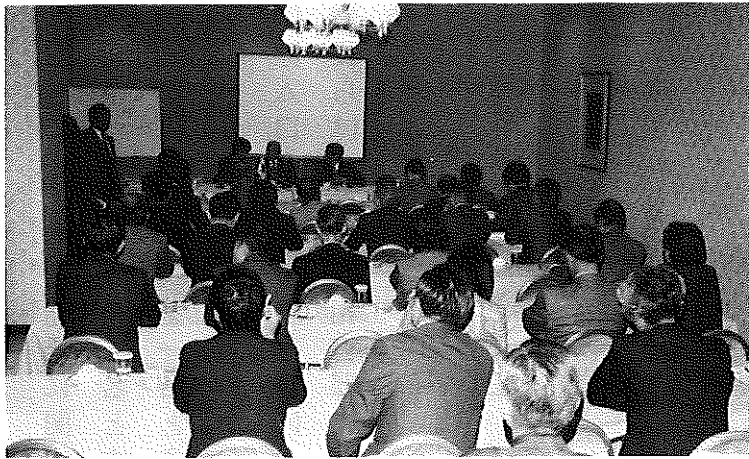
銭信忠・大臣が訪日講演

中国計画生育委員会

中国計画生育委員会の銭信忠大臣は、九月三十日、ニューヨークで国連人口賞を受賞の帰途日本を訪れ、十月十二日から十八日まで滞在した。十五日午後二時からホテルニューオータニで、専門家、マスコミ関係者を前に別項のような講演をし、出席者と有意義な懇談をした。



「講演する銭信忠大臣」



「会場を埋めた専門家、マスコミ関係者」
(ホテル・ニューオータニで)

中国における人口政策理論と方法

(中国計画生育委員会主任)

銭

信忠

一、中国の人口発展の歴史

中華人民共和国が成立以前、中国人口の特徴は高い出生率、高い死亡率と低い自然増加率であった。一九三六年を例にとると、人口出生率は約三八%、死亡率が約二八%で、自然増加率は一〇%ぐらいであった。一八四〇年から一九四九年の一〇九年間に、中国の人口は四億一千余万から五億四千余万に増加し、計一億三千余万増加している。毎年の平均純増加は一一九万しかなく、平均年増加率はやつと二・五%であった。新中国成立後、社会経済の迅速な変化に伴い、我が国の人口状態も大きな変化が起きている。七〇年代以前、新中国人口の特徴は次の通りである。

一、死亡率が大幅にダウンした。解放前、人口の死亡率は二〇%以上であったのに対し、解放後、社会主義建設事業の迅速な発展に伴い、人民の生活が著しく改善された上に、大衆参加の医療衛生事業が発展したことにより、人民の健康と生命に大きな危害をあたえる流行病は次第に撲滅され、五〇年代になると、死亡率は既に一〇%〜一八%にダウンし、七〇年代初期には更に七%余迄にダウンしている。乳幼児死亡率はもつと大幅にダウンしており、解放前が約二〇〇%に対し、一九五七年には七〇・九%にダウンしている。七〇年代都市の乳幼児死亡率は一一〜一三%で、農村では三〇%である。

二、長期間にわたり、高い出生率が続いている。特別な年を除いて、一九四九年から一九七〇年の出生率は皆三三%以上である。

三、死亡率が大幅にダウンした上に、出生率が割合高い為、我が国の人口の自然増加率の増加を招いた。特別な年を除いて、

一九七三年以前、自然増加率は皆二〇%以上であった。一九六六〜一九七一年の平均が二六%にもなり、六年間で人口が一億二千万人増加している。

二、中国人口政策の理論

中国の人口政策理論は中国の人口抑制の実践に基づいており、人口抑制に役立てている。我が国の人口政策は大ざっぱに次の四つの段階に分けることができる。

一、一九四九年中華人民共和国成立から一九五二年迄。我が国は経済の快復時期にあつた。この時期、人口は無計画増加状態にあつた。これと同時に、人口の死亡率も大副にダウンした。このため人口の増加が速められ、自然増加率が一九四九年の一六%から一九五二年の二〇%にアップした。当時の人口理論は、人口が迅速に増加することは社会主義人口の法則であり、社会繁栄及び生活向上のしるしであると考えていた。この為、我が国では厳しく人工流産を制限し、不妊手術を禁止する政策をとつた。但し、人口が無計画的に、迅速に増加すること、経済を計画的に発展させることが協調できないという問題が間もなく目に見えて来る様になり、我が国の指導者や学者の注意を引き始めた。この後、我が国の人口政策は、少々変つたのである。一九五三年八月に我が国の政務院は、衛生部の「避妊と人工流産法」を許可した。一九五六年周恩来同志は△第二次国民経済発展五ヶ年計画に関する提案▽の中で、婦人と児童を保護し、よりよく後の世代を教育し、民族の健康と繁栄を図る為、我々は出産を適当に抑制することを賛成する」と提案している。我が国の著名な経済学者である馬寅初先生、及び他の一部の学者も中国の人口抑制を主張した。但し、当時、経済と社会発展においての人口問題の重要性に対する認識が大体不足であつた為、すぐさまに計画生育は行わなかつたのである。

二、六〇年代初期に、我が国政府は再び人口の増加を抑制することを主張した。一九六二年、中国共産党中央と國務院は、まじめに計画出産を提唱する指示 V の中で、“都市と人口密度の高い農村で出産抑制を提唱し、適当に人口の自然増加率を抑制することにより、生育問題を何らの計画性も無い状態から段々と計画の有る状態にすることは、我が国の社会主義建設においての限定政策である。”と規定している。この為、我々はまず都市で試験的に計画生育をすすめ始め、同時に、計画的、組織的に避妊薬と器具の科学研究及び生産供給に大いに力を入れた。一九六四年から都市の人口出生率と自然増加率がダウンし始めた。但し、一九六六年に始まった所謂“文化大革命”は、我が国の各項目の仕事を破壊し、試験的に進まれ始めたばかりの計画生育もやむおえず中断させられた。その結果、人口の迅速な増加を招き、そして物産生産の増加とひどいアンバランスが生じたのである。

三、七〇年代初期に、毛沢東同志が“人口はどうしても抑制しなければならぬ。”と提言、その後、国家の指導の下での、計画的に人口増加を抑制する活動が全国範囲で展開された。この時期の我々の政策は、基本的な要求は“晩、稀、少”であり、“晩”とは青年男女の晩婚、晩育を奨励すること。“稀”とは、結婚した夫婦は出産の間隔をのばすことを奨励すること。“少”とは、夫婦に子供は少なく生むことを奨励することである。少数民族については、“人口の増加と生産の発展に有利な適当な措置をとる。但し子供が多く、出産を抑制したい特別な人には、指導をし援助をする。”

四、一九七八年中国共産党第十一回三中全会議後、我が国の人口政策はいっそうの発展を見せ、我が国の人口抑制二作も新たな段階に入った。一九七九年、我が国第五回人民代表大会第二次

会議は“一組の夫婦に一人の子”の一人っ子政策を提案した。

一九八二年胡耀邦総書記は中国共産党第十二回大会の報告の中で、“我が国の経済と社会の発展において、人口問題はつねに極めて重要な問題である。計画生育を実行することは、我が国の基本的な国策の一つである。”と指摘している。又、我が国の新憲法では、“国は計画生育を推進し、人口の増加が経済と社会の発展に適応するようにする。”夫婦双方とも計画生育を実行する義務がある、“晩婚晩育は奨励されるべきである”と定められている。又、近親結婚と法定遺伝病の病人の結婚を禁じている。概括して言うと、“人口の数量を制限し、人口の資質を高め、人口を社会経済の発展に適応させる”、これが我が国の人口政策である。

現段階での我が国の人口政策の重点は、普通的に一組の夫婦は、一人しか子供を生まないことを提唱し、同時に第二子の出生を抑制し、第三子の出生をなくすことにある。実際何らかの問題を持つ家庭については、事情にもとづき配慮する。今、我が国の人口総数は十億をこえ、本世紀末に人口を十二億以下に抑制するには、今後十八年、毎年の人口平均増加数を一〇二〇万以下に抑制しなければならぬ。しかし、五〇年代から六〇年代初期の二回のベビーブームに出生した人達が続々と結婚、出産年令に達している。この数は計算によると、一一〇〇万組になる。若し一組の夫婦が二人子供を生むとすると、二二〇〇万人の出生となり、二〇〇〇年には合計四億人出生することになる。すると、その時の人口は十三億になる。今の実情は、農村での多数生育率は依然と高く、一九八一年に出生した嬰兒の内、第一子は四六・五五％、第二子は二五・三六％、第三子及びそれ以上のが二八・〇九％である。農村によつては、多子出生率が四〇％にも達している。この為、我々は一組の夫婦は、一人の子しか生まないことを奨励しなければ

ばならない。一九八〇年に、中国共産党中央は「我が国の人口抑制問題に関する全共産党員、共産主義青年団員への公開書簡」を發表した。この中で、あらゆる共産党員、共産主義青年団、特に各級の幹部は先に立つて、国の一組の夫婦は一人の子しか生まない呼びかけに答えるよう呼びかけた。ここで指摘すべきことは、「一組の夫婦に一人の子」という政策は、今人口が多く、増加が速く、人口の構成が若く、ベビーブームが長いという情況によつて提出したものである。今後、我が国の人口状態の変化に伴い、適当な時に、人口政策に適当な調整を行なうつもりである。

中国は多民族国家である。漢民族の他に五十五の少数民族がいる。各少数民族は人口、経済状態において大きな差がある。経済、文化が割りに発達しており、人口密度が高いのもあれば、経済、文化がたちおくれしており、人口密度が低いものもある。国は各少数民族自治区は民族経済の繁栄、民族の団結及び人口の素質を向上させるという原則にもとづき、各自本民族の事情に適した人口政策を定めるよう規定している。

三、中国の計画生育二作の成果

我が国は七〇年代より、一般に計画生育を推進し、計画的に人口数を抑制し、積極的に人口の質の向上に努めてきており、今日では、顕著な成果を挙げている。主に次の通りである。

一、我が国は出生率と自然増加率を割り、短い期間に、大幅にダウンさせている。一九七〇年から一九七九年においては、出生率が三三・五九％から一七・九％に下り、その低下率は四六・七％で、自然増加率は二五・九五％から一一・七％に下り、その低下率は五四・九％であった。九年という短い期間に出生率と自然増加率がこの様に大幅にダウンしたのは、まれなことである。一九七〇年から現在において約七千九百万人少なく生まれている。

ここ二年間、人口慣性の影響で、我が国の人口はベビーブームにあたり、出生率は再びやや上昇しており、今出生率は二〇%をこえ、自然増加率は十四%以上である。しかし、若し、ここ数年にわたり、人口の増加を有数に抑制できていなかったら、この出生率と自然増加率の回升はもっともっと大幅なものであったことは、想像できるであろう。

二、婦人の生育率が割りとは低くなっている。我が国の出生率のダウンは主に生育率の低下による。我が国の総再生産率は、六〇年の五・六八から七〇年代の四・〇一、一九七九年の二・七五、一九八一年の二・六三と下っており、先進国の二・〇の平均水準より少々高いが、発展途上国の四・六の平均水準に比べると大いに低い。

三、計画生育は深く大衆の心に根をおろしている。出産年令期の夫婦は、たいてい避妊措置をとっている。一九八一年度、避妊措置をとっている出生年令期の婦人は六九・四六%を占め、この割り合いは一部の先進国レベルに近い、或いは既にそのレベルに達している。

四、我が国の女性の平均初婚年令は毎年上昇している。抽出調査によると、五〇年代の平均初婚年令が十九才、六〇年代は一九・八才、一九八一年には二二・八才に達している。この数字は我が国の女性、特に都市の女性は晩婚していることを説明している。

五、都市と農村の計画生育の先進地域では、大衆は自分の意志で国の提唱している一組の夫婦に一人の子の政策を実行している。一九八一年全国で、一人っ子を持つ夫婦は三三〇〇万組で、その内一人っ子証明書を受けたものは一四〇〇万組あり、証明書の受領率は四二・三%に達している。一九七〇年の一子出生率は二〇・七%で、一九八〇年に四一・八%に上昇、一九八一年には更に

四六・五五%に上昇している。これは我が国の一人っ子政策は、徐々に推行されていることを物語っている。

四、中国計画生育二作の方法と経験

我が国の計画生育計画二作がこの様に顕著な成果を得たのは、我々が正しい方針と方法をとったからである。要約すると次の様になる。

一、正しい指導方針。我が国政府は人口増加の抑制を国家の前途、近代化建設、人民生活の改善及び後代子孫の幸福に関連する重大な戦略的問題という高度に位置づけている。又、計画生育を実行することは、我が国の基本的国策であると定めている。

二、国の指導と個人の意志を結びつける。我が国では、あらゆる事業は皆大衆自身の事業である。それ故、大衆を信じ、大衆に頼ること、即ち大衆路線の工作方法によつてのみ、事はよくはこべるのである。国の指導とは、(1)正しく計画生育、人口抑制の政策を実行すること、(2)人口計画を通して全国の人口発展を指導する。(3)政府は人材、物質、財源面で計画生育二作を保証する。(4)大衆に対し、宣伝教育をし、避妊技術の指導を行なう。我が国において、計画生育を実行することは国の事であり、又、人民自身にとつて切実な事でもある。その為、我々は大衆の意志によることを強調している。国の計画生育に対する指導と大衆が自分の意志により計画生育を実行することは根本的に利益上、一致しており、対立するものではない。国が指導することは強迫し、命令することではなく、個人の意志を尊重することは、放任し、勝手にさせることではない。我々は強迫、命令を断乎として反対する。中国のように十億の人口、八億の農民を抱えている国が、持続して、大衆の中に深く根をおろして計画生育二作を展開し、短期間内にこのような巨大な成果をあげられたことは、広範な大衆の積

極的な支持と大衆の自発的な行動がなくては、想像できないことである。実践は、宣伝教育をすれば、我が国の人民は国の利益と自分個人の利益の関係を正しく考え、喜んで国の呼びかけにこたえ、計画生育を実行できることを証明している。

三、分類指導を行なう。タイプの異なる地区に対し、具体的事情により、それぞれ異なった要求を出し、異なった措置を取る。そして人口抑制目標については、一人残らず知っているようにする。我々の人口計画は広範な大衆的基礎がある為、実際に実行できるものであり、人口が計画的、かつ一定の比例を保つて増加することを保証している。

四、“三為主”（三項を主とする）工作方法を堅持する。我々は、計画生育において“三為主”の二作方法を実行している。この方法は、国家の指導と個人の意志を結合するという原則を反映しており、計画生育二作を更に深く発展させている。この“三為主”の具体的な内容は、

- (1) 宣伝教育を主とする。計画生育を実行することは、ただ、生育の無政府状態を計画的な生育に改めるだけでなく、我が国人民の間に長期に渡り形成された“男尊女卑”、“多子多幸”、“家系尊重”等の古い出産観念を改めることでもある。宣伝教育は、人々の古い生育観を改める大事な方途である。我々は色々な方途と方式により、宣伝教育を行なっている。婚前検査や結婚登録をする時に、新婚夫婦に晩婚、晩育（おそく生む）、少生（少なく生む）、優生教育をする。条件のたとのつた中学校で人口理論教育の授業を開設する等がその例である、又、我々は広範に経済計算をし、比べ考える活動を行なっている。即ち、耕地、食糧、資源、経済等についての比較計算をすることである。大衆は活きた実例から、計

面生育を実行することは国家の利益、集団の利益及び自分自身の切実な利益と密切な関連があることを認識する。

(2) 避妊を主とする。人口流産は、女性に大きな苦痛をあたえる。女性の健康にも不利である。我々が避妊により生育を抑制することを提唱するのは、婦人の身心健康をより良く保護する為である。避妊の方法としては、我々は元来総合的な避妊措置を取ることと主張している。即ち、人によりその措置を決めることである。夫婦は双方の意志と身体の状態により避妊の方法を決定する。

(3) 普段の活動を主とする。人々の結婚や生育は常に起ることである。計画生育活動も常に行なわなければならない。常に、絶えず、深く、細かい仕事をして、始めて活動の成果を強固にし、絶えまなく新たな発展をとげることができる。活動を日常化するには、活動を制度化しなければならない。多年にわたり、我々は活動制度を確立して来ている。これらの制度は“三為主”二作方法が実施される保証である。

五、計画生育二作の機構と組織を作り、健全にする。我が国では、中央から地方に各級の計画生育指導機構を設立している。県以上には計画生育委員会があり、人民公社には専職の人が計画生育活動に従事しており、生産大隊には計画生育隊長が、生産隊（工場、地域）には計画生育宣伝員がいる。宣伝においては、国には計画生育宣伝教育と訓練センターがあり、県によっては宣伝指導ステーションがある。技術については、国には計画生育科学研究所があり、県によっては計画生育技術指導ステーションがある。県以上の総合病院には、計画生育科（十一診）があり、人民公社の病院には計画生育組がある。以上の施設は、計画生育の技術指導と手術にあたっている。大隊では、“はだしの医師”が計

画生育の技術的指導にあたっている。いち早く群衆に避妊薬と器具を提供する為、我が国では比較的完備な避妊薬供給システムを作り、無料で群衆におのおのが必要な避妊薬品と器具を提供している。又、計画生育二作に熱心な各界の人々により計画生育協会を成立している。

我が国人口政策の理論と方法をまとめると以下のようになる。

① 物資の生産は、人類自身の生産と適応しなければならぬ。即ち、人口の数量と質は、生産物資と消費物資の生産に適応しなければいけない。

② 社会主義社会では、物資生産は計画である。人口の発展も計画的でなければいけない。生産資材の社会主義公有制は計画的に人類自体の生産を調整する為に客観的な条件を創造している。

③ 人口問題は社会と経済の発展に、極めて重要な問題である。この問題は、社会と経済の発展を促進するものでなければ、反対にスピードダウンさせる。今の中国の条件で、人口増長を抑制することは中国の社会経済の発展を積極的に促進する。

④ 国家の指導と本人の意志を結合する原則、広範な宣伝教育により、計画生育活動をあらゆる人に知られ、大衆が喜んで実行するようにすること。

ありがとうございました。

錢 信 忠 大臣 (略歴)

「現 職」

中国計画生育委员会主任 (大臣)
中国国务院衛生部顧問・中華全国医学会名誉会長
中国紅十字会会長

「経 歴」

- ・一九一一年十一月一日 上海生まれ (七十二歳)
- 上海同済大学において医学を専攻
- 医学教育・医療活動に従事
- ・一九五〇年 初期 ソ連留学、モスクワ第一病院にて研修
- ・一九五〇年 帰国後 軍事医学科学院院長
- ・一九五八年 国务院衛生部副部长 (次官)
- ・一九六〇年～一九六四年 工業部部长 (大臣)
- ・一九六四年～一九八二年 国务院衛生部部长 (大臣)
- ・一九八二年四月 国家計画生育委员会主任 (大臣)
- ・一九八三年九月三〇日 第一回国連人口賞受賞

「人口問題に関する主な活躍」

- ・一九六〇年代 避妊手術、同薬具の研究の組織化を行ない、その応用と普及を指導。上海の人口抑制に効果を上げる。
- ・毎年「人口抑制、人口の質の向上」の為、調査を行ない人口政策と計画の制定に尽力。
- ・避妊技術面の指導を行なう世界的なリーダー。
- ・中国のプライマリー・ヘルスケア確立に尽力し、病気の予防・治療に効果を上げた。
- ・外国の医療関係者と人口、医療、衛生の問題について交流を盛んにした。

中国の都市人口と開発・大経済圏構想

厚生省人口問題研究所 人口移動部分布科

科長 若林敬子

一、はじめに——銭信忠の国連人口賞授賞

一九八三年九月三〇日、中国国家計画出産委員会の銭信忠主任は、第一回国連人口賞の授賞式にのぞんだ。すでに三月、インドのガンジー首相とともに授賞決定が報道されていたものである。また十月十五日には、ニューヨークからの帰途来日し、銭との講演懇談会が、東京で開催された。

授賞理由は、中国の産児制限政策の制定と宣伝活動および避妊具・薬品の開発、供給の面での貢献と、人口自然増加率を一九七〇年の二・六%から八〇年の一・二%に下げ、平均寿命を一九四九年の三十六歳から八一年の六十九歳にまで引き上げた功績による。

銭信忠は、一九八二年五月、陳慕華にかわって国家計画出産委員会主任（大臣）となり、衛生部（日本でいえば厚生省）顧問、中華全国医学会名誉会長、中国紅十字会々長などの要職にある。一九一一年上海生まれ、上海同済大学で医学を専攻、三、四〇年代に医療活動と医学教育にたずさわり、五〇年代初期モスクワ第一病院で研修、帰国後、軍事医学科学院院長をつとめ、五八年から國務院衛生部副部長、同部長を歴任。二四年來、国民保健、計画出産などの指導にあたり、人口問題に大きく寄与してきた。六〇年代から、医療関係者、専門家による避妊薬具の研究を組織し、その応用と普及を指導。銭の提唱により上海では当時六〇余万人が避妊結紮手術をうけたという。これは上海市の人口抑制に大きな役割をはたした。

銭の指導のもとで、全国的に避妊薬具が無料提供されている。

「医師として人々の健康を守る義務がある」といい、「予防を主とする」医療・衛生方針を積極的にすすめる、中国の初級健康保険の確立を促し、病気の予防・治療による人口の質の向上に大きな成果をあげた。また国際的医療協力にも力をつくし、外国の医療関係者と人口問題や医療・衛生問題について、たびたび国際会議に出席し、交流を待っている。

第一回国連人口賞を授賞した感想を尋ねられて「授賞は、国連が中国の計画出産活動を支持していることを示すものだと思います。これによつて私自身も大いに勇気づけられました。この榮譽はわが党・政府および偉大な人民のものであると考えています」（註1）と答えているが、まさに中国の計画出産に世界の目が集まっているといえよう。

本機関誌・先号にて「中国人口は、今世紀末にはたして十二億か十三億か——中国出産力標本調査結果の意味」の小論では、与えられた「人口・開発」のテーマの主として前者、つまり人口の量と質の問題に焦点をあてたが、本号では以下、最近新しい動きとして注目されはじめようとしている開発の視点から、問題の概況を紹介してみたい。

二、都市・農村間人口移動

旧中国では、農村からの人口流出は三方向がみられた。(1)海外への流出「華僑」——現在、海外の中国系住民二〇〇〇万とも三〇〇〇万人ともいわれているが、これらの人々の祖先は大部分十八世紀以後労働者として流出した人々である。(2)華北から東北へ「山東苦力」——十九世紀には南部からの入植者が増大したが、華北から流出する農民たちは、「山東苦力」と蔑称され、土建業、鉞山、沖仲荷役、農業などの最下層労働者として使われた。解放

後、この人口流出は減少したが、五〇年代の経済建設の中心は東北地方にあり、華北の貧困層を惹きつける経済的背景に基本的な変化はなかつた。(3)沿岸の大都市へ農村からの流出——自然災害と資本主義の浸透により、列強支配下の沿岸大都市には貧困が吹き溜り、スラムを形成、体制の社会矛盾が凝縮されていた。旧中国では、これが最も一般的で人数も多かつた。(註2)

新中国成立後は、それまでの農村から都市・海外への一方的流出に対して、以下の二つの新しい局面が生じた。その第一は土地改革である。行政村単位で人口数に応じて土地が分配されたが、非農民や村に居住していなければ配分されなかつた。ために土地に渴望していた農民は流亡する度合をそれだけ減らしたに違いない。第二は、政策による辺疆入植である。一〇〇万人を超える退役兵士(国民党軍の投降ないしは寝返り兵士)を辺疆開墾に移住させる政策がとられた。

しかしながら総体としての流れは農村からの流出にあり、新政府は農村からの流出圧力に抗するため、最大のエネルギーを割かざるを得なくなつた。また、それをめぐって上層部に深刻な政策対立を生み出すに至つた。つまり一九五二年から毎年、中共中央か國務院が、「農民の盲目的都市流入防止についての指示」をだしており、五八年一月には、「公民が都市に移動しようとするときは、都市労働部門の採用証明書、学校の合格証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を提示して常住地の戸口登記機関に転出手続きを申請しなければならぬ」(第十条)という厳しい人口移動規則をおりこんだ「戸口登記条例」が公布された。何とか都市に出よう、農村に追いやられることからのがれようという民の抵抗は、偽装結婚による都市への流入や、偽装離婚による下放の回避といった社会現象をも生んでいるという。いずれに

せよこのような厳しい戸籍管理・移動規制が、中国における都市人口の膨脹防止に大きく寄与してきたことはいうまでもない。

中国の都市人口は、一九四九年に一〇・六%であったが、第一次五ヶ年計画終了年の五七年までの九年間に一六六五万人（年間約二〇〇万人）が都市へ流入している。五四、五五年がピークで、五六年からは合作社化が行なわれ、それだけ農村での移住規制が強まった。逆に農村へ帰省させたり、辺疆へ開墾移住させる人数は、大体年間五〇〜六〇余万人に及んだ。都市流入防止のため、都市での戸籍を与えない、従って食糧・衣料などの配給券を与えない、地方の駅で目的が明確でない者には切符を売らないという措置等々がとられるが、にもかかわらず流入は防ぎきれなかったのである。

一九五八〜六〇年の大躍進期には、大衆路線方式による経済建設のため、労働需要を引き起こし、三年間に三〇〇〇万人が都市へ労働力流入した。六〇年の都市人口比は一九・八%と歴代最高値となった。が、この政策は三年を経ずして間もなく挫折し、六〇年七月にはソビエトが経済技術協定を一切破棄し、中国から引き揚げた。この政策の大転換、大後退により、増大した都市人口分三〇〇〇万人を農村に強制帰還させる政策がとられた。以後都市人口は微増するが急増することがなく、六六年の文革期まで推移する。

六六〜七一年の文革期に、数百万の幹部と知識分子、および一六〇〇余万人の知識青年の農村への下放が行なわれ、七六年までを含めた一〇年間に、全国下放青年は約一七〇〇万人に達したといわれる。（註3）

文革が終息し、下放政策の転換、七七年から大学・専門学校の入学試験による選択方法を回復させたことも加わり、下放青年達

が大挙して都市に舞い戻ってきた。無断舞い戻りにより、戸籍も職もない都市の待業青年問題は、大きな社会問題となったことは周知のとおりである。

だが、むしろ真の意味での農村過剰人口は、七九年からはじめられた生産責任制の急速な普及に伴って、今後に顕在化している。この集団経営部分を大幅に縮小し、私的家族経営部分を拡大する制度を八三年二月には九八・三%が採用している。これによって農村過剰労働力を農村で吸収する力は急速に衰えつつあり、農村の過剰労働力数は現在一億人とも、あるいは徐雪寒によれば約三分の一におよぶともいわれる。

八〇・八一年の二年間で大中市の人口増は、一一%に及ぶ（『北京周報』八二年一号一四頁）とすれば、一三〇〇万人が流入したことになる。下放青年はすでに出るべき人は出てしまっているとすれば、「この人々は生産責任制によつてはじき出された過剰労働力なのか否か」との指摘は、あたつているといわざるを得ない。

三、都市人口

さて、表1は一九七八年からの都市人口比の推移である。ここで問題なのは、八一年十二月と八二年七月一日人口センサスの結果との間に五・一%もの差がある点である。センサスは二億六〇〇万人で、一九一の都市数、一億三八〇〇万人（八〇年は一億三四〇〇万人）と比べ、六八〇〇万人の差が生じている。

この原因について『北京周報』八三年二月十五日七号は、「市町人口の変動について」で、以下の三点をあげている。「(1)統計法の相違。八一年末現在の市町の人口数は、市町の非農業人口（国家から穀物供給をうけている人口）のみが対象であったが、八二年に発表された市町の人口数は一年以上、市町で生活した農

表1 1978年以後の都市人口比

年次	都市人口比 (%)
1978 ①	12.5
1979 ②	13.2
1981. 12①	14.9
1982. 7. 1③	20.0

- ① 『中国統計年鑑1981』、89ページ。
 ② 陳玉光等論文、(馬洪、孫尚清編『中国經濟結構問題研究』下、1981年、501ページ。
 ③ 『中国第三次人口普查的主要数字』中国統計出版社、1982年、14・15ページ。

最新版『中国統計年鑑1983』によると1978年17.9%、79年19.0%、80年19.4%、81年20.2%、82年20.8%となっている。

業人口も含まれた。これが主な原因である。

(2) 市町数の増加。例えば八一年の統計では市の数は二二九であり、八二年の人口調査時には、七市増えている。(3) 一九八二年の人口調査は八一年末から半年たっており、人口が自然的、機械的に変化した。」

ここでいう第一の理由が主であるとはいえ、ひそかに都市流入したまっていた人口か否か、定義上の整理とあわせて、厳密な検討を今後していきたい。(近く詳細な別稿を準備中である)

なお、表2は大都市の総人口・城市人口、その各面積を示したものである。二〇〇万人以上の市は十五を数えるが、中小都市の発展および農産物の集散地、工業製品の農村への販売拠点としての小規模な町の重要性をみなおそうというのが当面の課題である。

(註4)

表2 大都市の総人口・市区人口・面積（1981年末）

	人 口（万人）		面 積（ <i>km</i> ² ）		城市人口（万人）
	全 市	（市区）	全 市	（市区）	
1. 上 海	1,162.8	(613.4)	6,186	(223)	608.6
2. 北 京	901.9	(543.0)	16,807	(2,701)	466.5
3. 天 津	762.8	(502.3)	11,305	(4,276)	382.9
4. 重 慶	643.4	(259.7)	9,848	(1,521)	190.0
5. 長 春	568.9	(169.6)	18,881	(1,116)	130.9
6. 広 州	553.7	(307.7)	11,757	(1,345)	233.8
7. 瀋 陽	502.9	(391.8)	8,515	(3,495)	293.7
8. 大 連	464.5	(145.2)	12,574	(1,003)	120.8
9. 武 漢	410.1	(315.7)	4,480	(1,557)	266.2
10. 成 都	395.7	(242.8)	3,861	(1,447)	137.6
11. 南 京	368.0	(208.7)	4,718	(867)	170.2
12. 西 安	288.0	(214.5)	2,441	(861)	158.0
13. ハルビン	246.0	(246.0)	1,637	(1,637)	209.4
14. 蘭 州	233.0	(138.1)	14,414	(2,122)	107.5
15. 太 原	214.9	(170.2)	6,988	(3,044)	123.9

『中国統計年鑑』1981、P27～86より、城市は市区人口から農業人口を含まない人口。

なお、重慶市は83年4月、四川省永川地区に所属する8県の編入により人口1,365万人、面積2,340 *km*²になり、上海市をぬいて最大都市となった。経済圏構想の準備段階といえよう。城市人口でいうと、撫順116.3万人、青島115.3万人、済南129万人がこれらに次いでいる。

表3 一級行政区別の一人当たり工農業生産額
(1981年度)

地 区	工農業生産総額 (単位:億元)	年間平均人口 (単位:万人)	一人当たり (単位:元)
全国の総計	7,490	98,939	757
① 上 海	642	1,155	5,558
② 天 津	218	757	2,880
③ 北 京	235	894	2,629
④ 遼 寧	535	3,511	1,524
⑤ 江 蘇	674	5,974	1,128
⑥ 黒 龍 江	341	3,222	1,058
⑦ 吉 林	191	2,221	860
⑧ 浙 江	331	3,849	860
⑨ 湖 北	360	4,712	764
⑩ 山 東	543	7,346	739
⑪ 山 西	172	2,493	690
⑫ 河 北	332	5,212	637
⑬ 広 東	370	5,832	634
⑭ 新 疆	75	1,293	580
⑮ 湖 南	307	5,321	577
⑯ 福 建	140	2,538	552
⑰ 陝 西	155	2,848	544
⑱ 内 蒙 古	102	1,890	540
⑲ 甘 肅	102	1,930	528
⑳ 寧 夏	20	379	528
㉑ 青 海	20	380	526
㉒ 江 西	168	3,287	511
㉓ 河 南	368	7,342	501
㉔ 安 徽	246	4,925	499
㉕ 四 川	467	9,872	473
㉖ 広 西	154	3,576	431
㉗ 雲 南	130	3,198	407
㉘ 西 蔵	7.4	186	398
㉙ 貴 州	85	2,802	303
㉚ 台 湾			

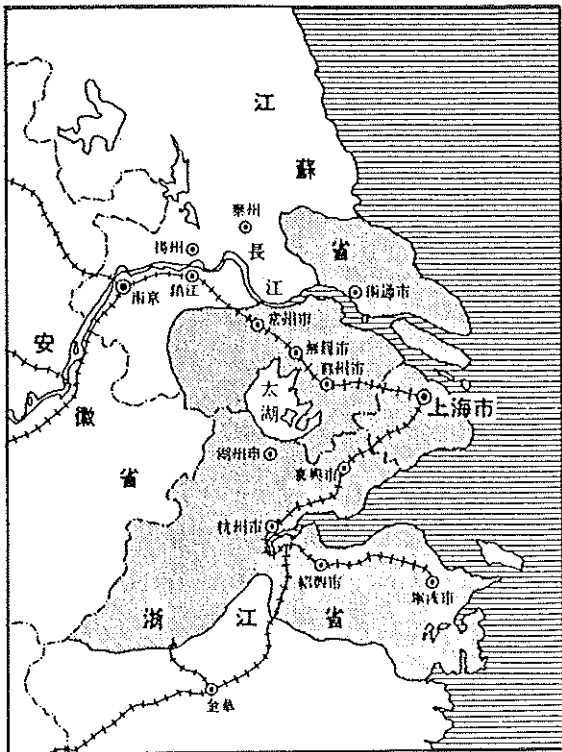
注) 工農業生産総額は1980年価格を基準に計算。
『北京周報』1982年8月17日 1633

四、地域格差と基幹都市経済圏構想

今日の中国を「人口・開発」の視点からみようとしたり、重視すべきは、人口分布の不均衡もさることながら、一人当たり工農業生産総額にかなりの差が存在するという事実である。八一年の上海の一人当たり工農業生産額は五五五八元に達し、全国平均の七・三倍、全国の八・六%を占め、最低の貴州は上海の一七分の一、全国の一%強、三〇三元にしかない。東部沿岸地区の進んだ技術と管理の方法の奥の辺境地区への導入は、すでに五〇年代から始まっている。だがその東西対話は、社会主義国中国においてさえ容易なことではないことが察知できよう(表3参照)。

ところで今年(八三年)に入ってから、大都市を中核とした基幹都市経済圏構想が着手されはじめている。中央官庁や地方政府

図1 上海経済圏の範囲



『国際貿易』1983年4月26日

の行政的監督、管理権が弱められ、大幅な経済自主権を与えられる。その上で総公司方式と株式参与方式で系列会社をつくっていくのだが、その中核を大都市の既存企業におくという構想である。

- (1) 上海を中心とした浙江・安徽・江蘇経済圏
- (2) 北京・天津・唐山を中心とした河北経済圏
- (3) 武慶を中心とした河南・湖北・湖南経済圏
- (4) 重慶を中心とした四川南部・貴州・雲南経済圏
- (5) 広州を中心とした広東経済圏
- (6) 蘭州・西安を中心とした陝西・甘肅経済圏
- (7) 瀋陽・長春・ハルピンを中心とした東北三省経済圏

これらの中で、上海経済圏の範囲は図1（上海市、浙江省五市・二九県、江蘇省四市・一八県、面積八・四万平方キロ、人口約五千万人）であり、最優先事業とされているようであるが、そのなりゆきは、今後の注目対象である。重慶市は八三年四月、従来の人口六四〇万人、面積九八四八平方キロだったのが、四川省永川地区に所属する八県の編入によつて一二三六五万人、面積二三四〇

平方キロと拡大し、上海市をぬいて最大都市となった。この合併は、経済体制改革のテストケースとして進められていたのを、このほど国務院が正式にしたものである。人民公社の政社分離の動向も無関係ではなからう。

このように「一人っ子政策」のゆくえのみならず、中国の経済体制の変革の動きに対しても、世界的注目があつまりつつある。まさに中国社会主義下のもとにおける「人口・開発」の問題である。

1. 「中国の人口抑制について——国家計画生育委員会の銭信忠主任に聞く」『中国画報』八三年六月
2. 小島麗逸「中国——都市の魅力と葛藤」柴田徳衛・加納弘勝編『第三世界の人口移動と都市化』アジア経済研究所一九八三年一月を大幅に参照させていただいている。
3. 陳玉光・張沢厚「調整人口結構、促進経済発展」馬洪・孫尚清主編『中国経済結構問題研究』人民出版社 八一年十二月、五〇〇〜五〇三頁（若林敬子編集・解説『中国の人口問題』現代のエスプリ一九〇号、二〇七頁参照）
4. 「費孝通教授、町の重要性を語る」『人民日報』より、『北京周报』八三年五月三十一日 二二号参照

付記

八三年十月七日脱稿、その後都市人口については八二年末が『中国統計年鑑』八三年版により、また経済圏構想についても、国務院の中に上海経済区の弁公室が八三年一月に発足、深圳・厦門経済特別区の実態についても次第に明らかになりつつある。

ASEAN三カ国を駆け足訪問して(下)

日本穀類フレック協会・専務理事 広瀬次雄

労働力確保のため、人口をふやそう——とマ首相

「マレーシアIIクアラルンプール」ASEANの中で、最も人口密度が低く、(一平方キロメートル当り四十二人)人口増加率もそれなど高くないマレーシアでは、人口問題に対する取組み方が、他のASEAN諸国とは大いに趣きを異にしていることを痛感した。

このことは、昨年九月の与党国民戦線の党大会の席上、マハデ



「左からアブドラー・マレーシア政府国務大臣(人口問題担当)とラーマ・マレーシア国会議員(同)筆者、遠藤APDA職員=マレーシア国会議事堂内応接間で」

イール・モハメッド首相が「労働力を確保するためにも人口をふやそう。現在、マレーシアの人口は一四〇〇万人だが、七〇〇〇万人にまでふやしても、国力として養つていける」と発言したことに同国の人口政策が単的に表徴されている。

マレーシアは経済的にみて、ASEANではシンガポールに次いで豊かである。GNPでは、一九九〇年までに八・八%の成長率が予想されており、農業、林業ではゴム、パーム油、木材など、鉱業、製造業では石油、錫などを中心としてバランスのとれた経済発展をしている。

とくに工業発展のためには、あらゆる努力を惜しまない、といった政府の意気込みが充分感じられ、そのためにはある程度の人口が必要であるとし、人口抑制はしない——というのが同国政府の態度だ。

このような政府の態度を反映してか、マレーシアではASEANの他の国々と違って人口キャンペーンが行なわれた、ということを知ったことがない。事実、「子供は労働力」という考え方が浸透しているせいか、子供の数が七、八人から十人以上という夫婦がザラで、決して珍らしくない。「インド、マレー人には奥さんが一人という人は少なく、大家族でも養つていける」という話を聞いたことがあるが、かつてこの国の歴史では「飢餓」ということがなかつた、といわれる。まして工業化を志向するとなれば、国内市場もそれなりに拡大しなければならぬわけである。

冒頭でもGNPの伸びについて触れたが、いま同国の一人当りGNPは二千ドルをオーバーしたといわれる。「LOOK EAST」を合言葉に、先進国の日本と、中進工業国の韓国を目標にしているが、GNPではすでに韓国より高い数字が出ている。

影落とす、複雑な人種構成

このマレーシアで気になることは、これから人口がどんどん増加していった場合、米の自給自足が不可能になる、ということ。もう一つは、私財何十億という人もおり、貧富の格差が極めて大きくなりつつあることだ。そして、何よりも見落せないのは、マレー人で土着人（五五％）、中国人（三五％）、インド人（一〇％）という複雑な人種構成だ。とりわけ、政治優位のマレー人と、経済優位の中国人との対立を考えると、同国の未来は極めて複雑で、波乱含みである、ということである。

人口抑制を国の一大事業に

「インドネシアIIジャカルタ」ASEANでの二つのイスラム国家であるマレーシアとインドネシアでは、人口問題に対する取組み方が際立った違いをみせていた。

現地では、インドネシアの家族計画は世界の先端を行くものだと聞かされた。政府がピルに一〇〇％の財政援助をしており、スハルト政権は人口抑制のための避妊を国家の一大事業に据えている。

ハーバード大学の調査でも「BKKBN」のプログラムを評価しているほどだが、面積と人口からみると、インドネシアの人口は一億五五〇〇万人、面積二〇〇万平方キロメートルの大国であり、面積では日本の五倍、人口も日本より三七〇〇万人多い。インドネシアでは、人口がジャワ島に極端に集中している現状から、人口抑制と同時に、人口過密のジャワ島の人口をどのようにして分散するかが大きな政策課題である。

インドネシアの経済は、ゴム、コーヒー、木材、石油、天然ガス、錫などに支えられているが、輸出はほとんどが鉱業部門に頼っている。

GDP（国内総生産）では、インドネシアがASEANで一番高いが、個人所得では三百三十億ドルで、最下位。シンガポールの十分の一、マレーシアの五分の一といったところだ。これらは農業と、製造業の未発達が原因とみられる。GNPの伸び率は、石油、天然ガスの恩恵で、一九九〇年までに七%の上昇が見込まれ、ASEANでは第三位だ。

深刻な食糧不足

インドネシアで、最も深刻なのは、農業の立ち遅れから、食糧不足がひどく、年間三〇〇万トンの米を輸入しなければいけないことだ。数えきれないほどの島へ、どのようにして米を輸送していくか。ネズミ、虫などに米を食べられて、多くの餓死者を出した、という話も現地で聞いた。

APDAの協力に期待——保健相

ジャカルタでは、インドネシア政府のスワルジョノ保健大臣、BKKBNのサルナント副議長、ハルヨノ・スヨノ局長らとお会いすることができた。スワルジョノ保健相は「インドネシアは——ASEANの中で、長い間、人口問題の解決に取り組んでいます。一方、日本もBKKBNに対して多大な協力をされています。資金的にもそうですし、日本の経験も大いに学んでいます。最近、オーストラリア政府の協力が得られたので、益々人口問題に対して力を入れています。我が国の国内ではBKKBNが、メディア・プログラミング・センターの活用で、国内プログラムの推進を図っています。避妊具、薬品のサービスに対しても、クリニックを通じて実施しています。今後、両国のこの分野における一層の協力を望んでやみません。人口分野における日本の協力窓口は、人口環境省ができましたが、引続きBKKBNが窓口となつて努めます。これは、人口の出生、死亡に対する調査、研究、家族計



「再任後初の表敬訪問、右から筆者、スワルジョ
ノ・インドネシア保健大臣、藤井・在インドネシア
日本大使館一等書記官、BKKBN ハルヨノ局長
＝BKKBNで」

画、栄養、予防接種等々、保健省との協力の下でBKKBNが行
なうからです。日本の財団法人「アジア人口・開発協会」(APDA)
のご理解も得て、スムーズな人口政策を実施してまいりたいので
よろしくお伝え下さい」と語った。

この会見でも、人口問題と取組むインドネシア政府の熱意と
APDAに寄せるASEAN各国の期待が大きいことを感じさせ
られた。

7月23日

8月11日

～21日

ラファエル・サラス国連人口活動基金事務局長、安藤博文同基金アジア部長、佐藤隆副理事長と会談。於… ホテルニューオータニ
視聴覚専門家中国へ派遣（6名）
北京、上海、成都の各人口・計画出産宣伝教育センターで研修。

8月16日

ジェイムス・シヨイヤ米国下院議員来日。田中龍夫理事長、佐藤隆副理事長、斉田慶四郎監事夕食会に出席。於… 駐日米国公使邸。

8月19日

本協会、試験研究法人の資格を取得。

8月29日

ホワキン・フィリピン国際電信電話公社總裁来日。佐藤隆副理事長と共に中曾根総理表敬（8月31日）

9月5日

ラファエル・サラス（前出）、安藤博文（前出）両氏、佐藤隆副理事長と会談。於… 箱根山のホテル

9月7日

ジェームス・グラント国連児童基金（ユニセフ）事務局長、佐藤隆副理事長、住栄作理事と会談。バーナード・アルビハレ国際家族計画連盟政策国際関係部長、佐藤隆副理事長と会談。

9月10日

佐藤隆副理事長、斉田慶四郎監事、福田赳夫元首相と共にグローバル・コミッティ総会並びに

9月13日

OBサミット総会に出席。

～18日

於… ニューヨーク、国連本部

10月10日

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」
運営委員会開催。

於.. バンコク、E S C A P 会議室
佐藤隆 A F P P D 議長出席。



銭信忠大臣訪日

10/12

}

10/18

10/14

田中龍夫理事長、佐藤隆副理事長、住栄作理事
らと朝食会

於.. ホテルニューオータニ

財団法人 アジア人口・開発協会発足に至る経緯

<p>一九七三・十 (十・十三)〜二十八</p>	<p>アジア人口事情視察団派遣(インド、タイ、インドネシア、フィリピン) 。国会議員 岸 信介(団長)、田中龍夫、八田貞義、佐藤 隆、山崎竜男、加藤シヅエ、阿部昭吾 。他 花村仁八郎、W.ドレーパー、J.タイディングス 官庁、マスコミ関係等</p>
<p>一九七四・四・一</p>	<p>「国際人口問題議員懇談会」設立 (会長・岸 信介) 衆・参超党派議員一一九名で発足。 ☆世界で初の試みである。</p>
<p>一九七四・四・二十五</p>	<p>「食糧と人口に関する宣言」；国連式典 (於：国連本部) 宣言書署名・佐藤 隆 。八月及び十一月の世界人口・食糧会議に先立ち、各国政府に現実的且つ果敢な諸政策を採るよう要請する五項目から成る。 。人口・食糧問題解決の為、国連にリーダーシップをとることを要請した宣言文。</p>

<p>一九七四・八 (八・十九)三十</p>	<p>第三回 国際人口会議 (於..ブカレスト) 総勢 四五〇〇人 齊藤邦吉(元厚生大臣)、八田貞義、佐藤 隆、 堂森芳夫、柏原ヤス、中沢伊登子 他</p>
<p>一九七四・十</p>	<p>I P U列国議会同盟会議 (於..東京) 参加国..六十五カ国 佐藤 隆代議士 「食糧と人口問題」ライス・バンク構想を 提唱。</p>
<p>一九七七・九 (九・三)十八</p>	<p>中南米家族計画視察団(メキシコ、コロンビア、ブラ ジル、アメリカ、カナダ) 国会議員(八名) 岸 信介(団長)、佐藤 隆、住 栄作、 安孫子藤吉、和田耕作、阿部昭吾、福岡義登、 吉寺 宏、他 顧問団(十六名) 大来佐武郎、花村仁八郎 他 UNFPA二名、事務局五名 。先進国にも、途上国にも、人口問題議員グループ を結成させるべく、各国立法府議員に呼びかけた。</p>

<p>一九七七・十二 (十二・五)十二)</p>	<p>人口と開発先進国会議(ロンドン、ボン、ベルリン)</p> <p>参加国…日、米、英、加、西独(五カ国)十六名)</p> <p>日本側…佐藤 隆、和田耕作、土井たか子</p> <p>。一九七七年九月の中南米視察に引続き各国立法府議員への呼びかけ。</p> <p>。国際議員会議の開催について討議。</p>
<p>一九七八・三 (三・二十八)三十)</p>	<p>人口と開発列国会議員(IPOP)東京会議</p> <p>Ⅰ 第一回 国際会議準備会議Ⅰ</p> <p>参加国…米、英、加、西独、インド、スリランカ、メキシコ、ブラジル、コロンビア(九カ国四十名)、日本(十名)</p> <p>。運営委員メンバー国、。参加国、。議事日程、。予算</p>
<p>一九七八・十 (十・十六)十七)</p>	<p>IPOP国際会議準備委員会(第二回) (於…チュニジア)</p> <p>日本側参加者…佐藤 隆 他</p> <p>。開催国、。主催機関、。議題etc、について</p>
<p>一九七九・三</p>	<p>IPOP国際会議準備委員会(第三回) (於…メキシコ)</p> <p>日本側参加者…佐藤 隆 他</p> <p>。「宣言」の草案作成、。会議規定、。日程etc</p>

<p>一九七九・八 (八・二十六) 九・二</p>	<p>一九八〇・九 (九・十)十三</p>
<p>IPOP 国際会議 (於…スリランカ) 参加国…六十四カ国 他、国連各機関、I P P F 等 総勢 五五〇名 日本側…岸 信介、佐藤 隆、石本 茂、中村啓一、 柏原ヤス ☆人口問題議員グループ、結成国二十五カ国を超 えるに到ったので、U N F P A に働きかけ、コ ロンボで開催。 一、"コロンボ宣言"採択 この宣言により、一九八一年、アフリカ、 ヨーロッパ、アジアの各大陸での人口会議 が開かれた。 一九八一年 七月 ケニヤのナイロビに 於て 十月 中国の北京に於て 十二月 仏、ストラスブル に於て 一九八二年十二月 ブラジルのリオデジ ャネイロに於て (予定)</p>	<p>資源、人口、開発に関するアセアン国会議員代表者会議 (於…クアラルンプール) 参加国…シンガポール、マレーシア、タイ、フィリ ピン、インドネシア(五カ国) 日本側…佐藤 隆、住 栄作、井上晋方 日本はオブザーバーとして参加をし、北京会議 開催を提案。合意を取付けた。</p>

<p>一九八〇・十一</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 日・中打合せ (於…北 京)</p> <p>佐藤 隆、井上晋方 。開催地北京への正式な可能性打診</p>
<p>一九八一・二</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第一回運営委員会 (於…東 京)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ、 マレーシア 。政治、イデオロギーの問題の除外について</p>
<p>一九八一・三・二十三</p>	<p>佐藤 隆代議士——国連開発計画(UNDP)と アドバイザー契約締結 。一九七九年八月の「コロンボ宣言」に基づく、 地域IPOP会議の開催とそのフォローアップ を任務とする。</p>
<p>一九八一・六 (六・十九)二十</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第二回運営委員会 (於…北 京)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ 他 UNFPA 日本側…佐藤 隆、住 栄作、 土井たか子 他五名</p>

一九八一・十
(十七・二十七・三十)

「人口と開発に関するアジア国会議員会議」

期 日…一九八一年十月二十七日～三十日

開催地…中国北京市

会 場…人民大会堂

(1) 日本側出席者…

- | | | |
|-----|---------------|-------------|
| 1. | 団長 | 福田 赳夫 (衆・自) |
| 2. | 佐藤 隆 (") | |
| 3. | 住 栄作 (") | |
| 4. | 関谷 勝嗣 (") | |
| 5. | 桜井 新 (") | |
| 6. | 粟山 明 (") | |
| 7. | 石本 茂 (参・自) | |
| 8. | 田代 由紀男 (") | |
| 9. | 井上 晋方 (衆・社) | |
| 10. | 土井 たか子 (") | |
| 11. | 福岡 義登 (") | |
| 12. | 川本 敏美 (") | |
| 13. | 片山 甚市 (参・社) | |
| 14. | 有島 重武 (衆・公) | |
| 15. | 柏原 ヤス (参・公) | |
| 16. | 矢追 秀彦 (") | |
| 17. | 和田 耕作 (衆・民社) | |
| 18. | 柄谷 道一 (参・民社) | |
| 19. | 山口 敏夫 (衆・新自) | |
| 20. | 阿部 昭吾 (衆・社民連) | |

秘書数名

同時通訳者 三名

事務局 三名

<p>一九八一・十・三十</p>	
<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第三回運営委員会 (北京会議最終日同地にて)</p>	<p>(2) 議長 廖承志 (中国全人代副委員長) 副議長 佐藤 隆 他五名 司 会 陳慕華 (中国副総理) 起草委員 住 栄作 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目 (十月二十七日) 。 福田元首相の特別講演 。 福田元首相、国連平和賞受賞</p> <p>② 第二日目 (十月二十八日) 。 黒田俊夫博士の 「日本の人口変動の傾向と展望」講演</p> <p>③ 第三日目 (十月二十九日) 。 住代議士によるカントリー・レポート発表</p> <p>④ 最終日 (十月三十日) 。 北京宣言採択</p>

<p>一九八二・二・十</p>	<p>財団法人アジア人口・開発協会 創立</p> <p>☆北京会議時の第三回運営委員会に於て、発議された「アジア議員フォーラム」の活動母体として創立された。</p> <p>理事長…田中龍夫 (衆議院議員自民党総務会長)</p> <p>副理事長…佐藤 隆 (" 自民党副幹事長)</p> <p>理事 事…住 栄作 (" 自民党総務局長)</p> <p>" " 花村仁八郎 (経団連副会長)</p> <p>" " 前田福三郎 (日本電波塔(株)社長)</p> <p>監 事…斎田慶四郎 (財団法人家族計画国際協力財団 事務局長)</p>
<p>一九八二・三 三・八・九</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 暫定委員会 (於…ニューデリー)</p> <p>参加国…六ヶ国…中国、日本、マレーシア、スリランカ、インド、オーストラリア</p> <p>他機関…UNFPA、IPPF、AYCP</p> <p>日本側…佐藤 隆、井上晋方 他人口問題専門家</p> <p>特記事項…①一九八一年十月三十日付「北京宣言に基づき「Asian Forum of Parliamentarians on Population and Development (A.F.P.D.)」人口と開発に関するアジア議員フォーラム」を正式に発足。</p> <p>②AFPPD発足に併い、この委員会はそのままAFPPD第一回運営委員会となった。</p>

<p>一九八二・八 (八・二〇三)</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 第一回準備運営委員会 (於…マニラ)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ、オーストラリア、フィリピン、他UNDP、UNFPA等</p> <p>議長…佐藤 隆</p> <p>。準備委員会及び大会参加国等について ☆準備運営委員会役員にフィリピンが加わった。</p>
<p>一九八二・十二 (十二・二〇五)</p>	<p>「人口と開発に関するブラジル会議」 (於…ブラジル)</p> <p>参加国…西半球諸国二十ヶ国</p> <p>議題…西半球諸国の開発・人口・婦人の地位・子供の保護・移民の各問題について。</p> <p>宣言…各国に「人口と開発に関する国内議員委員会」を形成し、議題としてとりあげた諸問題の改善に向け、積極的に努力する。</p>

一九八三・三
(三・七)九

元大統領・首相会議設立委員会

(於…ウイーン、ホーフブルグ王宮)

主 催…人口と開発に関するグローバル・コミッテイ
共 催…国連開発計画 (UNDP)

発起人メンバー…

日 本・福田赳夫元首相

ウイーン・ワルトハイム前国連事務総長

ルーマニア・マネスク元首相

セネガル・サンゴール前大統領

コロンビア・バストラーナ・ボレロ元大統領

チュニジア・ヌイラ元首相

オブザーバー…イギリス・ヒース元首相

第一回執行委員会…83年5月東京で開催予定

本会議…83年秋開催予定

一九八三・五
(五・十九)二十

元大統領・首相会議実行委員会

(於 東 京)

福田赳夫元首相

ワルトハイム前国連事務総長

ボレロ元コロンビア大統領

第一回本会議…83年11月中旬オーストリアで開催
予定

<p>一九八三・七・七</p>	<p>一九八三・十 (十・十・十)</p>
<p>財団法人アジア人口・開発協会理事会 厚生、外務、農林水産三省共管認可法人に拡大して 初の理事会で新たに次の十氏が理事に就任。 〈人口・開発・食糧分野〉 理事…黒田俊夫 (日大人口研究所顧問) ”…川野重任 (東大名誉教授) ”…小林和正 (日大人口研究所教授) 〈科学技術・エネルギー・資源分野〉 理事…本多健一 (東大工学部教授) ”…森 一久 (日本原子力産業会議専務理事) ”…武田修三郎 (東海大工学部教授) 〈行政OB・官界〉 理事…内村良英 (元農林事務次官) ”…翁久次郎 (元厚生事務次官) ”…須之部量三 (前外務事務次官) 〈経 済 界〉 理事…房野夏明 (経団連総務部長)</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 第二回準備運営委員会 (於…バンコク) 参加国…日本、中国、インド、フィリピン、 UNDP、UNFPA、IPPF 議長…佐藤 隆 。大会参加国等について</p>

財団法人「アジア人口・開発協会」

寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は財団法人 アジア人口・開発協会という。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目十番

二号 永田町TBRビル七一〇号室に置く。

(支 部)

第三条 この法人は、必要と認めるときは理事会の議決を経て、支部を設置することができる。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第四条 この法人は、日本及びアジア諸国における人口問題と開発に関する調査研究等を通じて、社会開発と経済発展に寄与し、もってアジアにおける福祉の向上と平和の確立及び我が国の国際協力の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本及びアジア諸国における人口及び開発問題（食料・農業問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
2. 人口及び開発問題に関するアジア諸国の関係機関との情報の交換及び協力
3. 公的機関、公的団体等によるアジア諸国に係る人口及び開発事業（農業開発事業を含む。）への協力
4. 会議及び研究会の開催
5. 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ

6. 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
7. 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第六条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 財産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の種別)

第七条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

② 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 法人設立に際し、財産目録中基本財産とされた財産
2. 法人設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
3. 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第八条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経た確実な方法により、行うものとする。

(基本財産の処分の制限)

第九条 この法人の基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第十条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁す

る。

(事業計画及び収支予算)

第十一条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならぬ。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告書及び収支計算書等)

第十二条 毎年度の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第十三条 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員等

(役員)

第十五条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 十五名以上二十名以内
2. 監事 二名以内

② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事)

第十六条 理事及び監事は、理事会において選任する。

② 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

③ 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(理事長)

第十七条 この法人に理事長を置き、理事の中から互選する。

② 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副理事長)

第十八条 この法人に副理事長一名を置き、理事のなかから互選する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第十九条 役員任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第二十条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問)

第二十一条 この法人に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べる。

(事務局)

第二十二条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- ② 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第二十三条の2 理事長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 寄附行為

2. 理事、監事等及び職員の名簿及び略歴書

3. 許可、認可等及び登記に関する書類

4. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
5. その他必要な書類及び帳簿

第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第二十四条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
2. その他、この法人の運営に関する重要なこと

(招集)

第二十五条 理事会は理事長が招集する。

- ② 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して文書をもって七日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第二十六条 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

(書面表決等)

第二十八条の2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あ

- らかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前二条の適用については、出席したものとみなす。
- ② 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。
- ③ 第一項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならぬ。

(監事の出席)

第二十九条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第三十条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
3. 議案
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

- ③ 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第六章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経て、主務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第七章 雑 則

第三十四条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この寄附行為は、厚生大臣の設立許可のあつた日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第十五条から第十八条までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第十九条の規定にかかわらず、昭和五十七年三月三十一日までとする。
3. この法人の設立の日の属する会計年度は、第十四条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和五十七年三月三十一日までとする。
4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第十一条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算による。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあつた日（昭和五十八年三月三十一日）から施行する。

ただし、第十五条の規定の変更については、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和58年10月31日発行(季刊)

「アジア 人口と開発」 №6

発行者 田中 龍夫

発行所 財団法人 アジア 人口・開発協会

〒100 千代田区永田町2-10-2

永田町TBRビル710号

TEL 03(581)7770 (代表)